

上山市長 山本幸靖様  
上山市議会議員 川崎朋巳様

上山市監査委員 大和 啓  
上山市監査委員 枝松 直樹

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

#### 記

##### 1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

##### 2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

##### 3 監査等の対象 商工課

##### 4 監査期日 令和8年2月24日

##### 5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和7年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

##### 6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

##### 7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

###### (1) 主なる所見

商業地活性化推進事業や産業団地整備事業など、商工業を支援する取組に敬意を表する。

地域経済の持続的発展に向け、事業者ニーズと社会情勢を把握した施策を展開するとともに、新たな雇用を創出する効果的な企業誘致活動を推進されたい。